

令和7年5月30日招集

5月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和7年度5月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年5月30日(金) 午後2時30分から午後3時03分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (35人)

農業委員

1番 田村良雄	2番 若林清廣	3番 本田敏明
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 佐藤英一	9番 保科豊秋
10番 長井範親	11番 高橋潤一	12番 塩原信子
	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 大嶋喜芳	17番 丸山和秀	18番 樋口智
19番 江端美春	20番 間宮一	21番 草野伸一
22番 増井勝	23番 高橋仁	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 山岸洋子	2番 阿部和美	3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 笠原綱生	6番 白井雅彦
7番 伊勢亀裕二	8番 渡辺裕威	9番 原田秀一
10番 田澤利英	11番 武田要一郎	12番 野澤和吉

4 欠席委員 (1名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第5号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第6号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第7号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第8号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第9号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 辻村理恵 事務局次長補佐 小沢昌己
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 大竹和浩

南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農地係主査 嶋倉明彦

7 会議の概要

小沢次長補佐 開始時刻	ただいまから、新潟市農業委員会令和7年度5月定例総会を開会いたします。
14:30	13番 帯瀬和幸委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
	出席委員は24名中23名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。
議長	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、6番 山岸 信一委員、7番 成田 誠一委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第9号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p> <p>議案第5号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について 議案第6号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について 議案第7号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p>

<p>議長</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>また、土地改良区域外であり、排水計画も整っており、周辺農地には影響はありません。</p> <p>「北2号」は、農地を売買によって取得し、露天資材置場に転用するものです。</p> <p>転用者は塗装業を営んでいますが、申請地近くに資材置場があり、現在の資材置場が手狭になったため、敷地を拡張するため申請に至りました。</p> <p>農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>また、土地改良区域外であり、排水計画も整っており、周辺農地には影響はありません。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件、農地法第5条許可申請2件についていずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の13件は、去る5月28日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第9号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書3ページから5ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、譲り渡し人の要望により、賃借人へ贈与により、所有権を移転するものです。</p> <p>「中2号」から「中5号」、「中7号」から「中9号」までは、いずれも、規模拡大のため、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>「中6号」は、譲り渡し人の要望により、農作業経験者へ売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>「中10号」は、譲り渡し人の要望により、贈与で所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第5号 農地法第4条許可申請についてです。9ページをご覧ください。</p>
--------------------------	--

<p>議 長</p> <p>秋葉区部会長</p>	<p>「中1号」は、住宅敷地が手狭になったため宅地敷地を拡張するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地で、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第6号 農地法第5条許可申請についてです。13ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、市発注の道路工事に伴う、仮説現場事務所等の敷地として転用するものです。</p> <p>農地区分は農用地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>「中2号」は、将来設計を考え個人住宅敷地に転用するものです。先ほどの第4条申請地と同地番で排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請10件、第4条許可申請1件、第5条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の笠原でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の3件を、26日に審査いたしました。</p> <p>「議案第5号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について」です。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は、第1種農地に農業用施設建築敷地として申請したものです。</p> <p>続いて、「議案第6号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について」です。</p> <p>議案書14ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は、農振農用地に、遺跡発掘調査に係る現場仮設備設置敷地として、一時転用の申請をしたものです。</p> <p>「秋2号」は、第3種農地に個人住宅建築敷地として申請したものです。</p> <p>以上3件、いずれも問題ないと判断いたしました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
--------------------------	--

<p>議 長</p> <p>南区部会長</p>	<p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の伊勢亀でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は9件で、去る5月28日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第9号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の6ページ7ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」、「南3号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>「南2号」、「南4号」は、経営移譲するため、親子間で使用貸借権を設定するものです。</p> <p>次の「南5号」は、営農型太陽光発電設備の更新にあたり農地に区分地上権を再設定するものです。</p> <p>なお、後に説明する5条許可申請の「南3号」と関連するものです。</p> <p>次に、議案第6号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書の15ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地を売買により所有権を移転し、露天駐車場及び資材置き場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、隣地にて事業を営んでいますが、事業拡大に伴い露天駐車場と資材置き場が必要になり申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次の「南2号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅拡張敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、アパートに居住していますが、実家の隣に戸建て住宅を建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次の「南3号」は、営農型太陽光発電設備の支柱敷地に一時転用するため申請しました。3年間の期間延長となります。申請地の農地区分は、農振農用地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。申請地を畑として利用し「スナゴケ」を栽</p>
-------------------------	--

<p>議長</p> <p>西区部会長</p>	<p>培します。</p> <p>なお、5条許可申請3件は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>次に、議案第7号 事業計画変更承認申請についてです。</p> <p>議案書の18ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、6月末まで一時転用の許可を得ている申請者が、受注した工事の工期延長により9月末までの期間延長をするものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請5件、農地法第5条許可申請3件、事業計画変更承認申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の原田でございます。</p> <p>5月26日に開催した西区部会での審査について、報告いたします。</p> <p>議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、農家住宅及び農作業所建築敷地とするため、転用するものです。農地区分は第3種農地です。</p> <p>次に、16ページをご覧ください。</p> <p>議案第6号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、申請地に賃借権を設定し、本市発注下水道工事の仮設現場事務所及び露天資材置場敷地とするため、一時転用するものです。農地区分は農振農用地ですが、不許可の例外、「3年以内の一時転用」に該当します。</p> <p>「西2号」は、申請地を売買し、露天駐車場及び資材置場敷地に転用するものです。転用後は、自身が経営する会社に賃貸借する計画です。なお、農地区分は第3種農地です。</p> <p>いずれの案件も、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております</p> <p>次に、19ページをご覧ください。</p>
------------------------	---

<p>議 長</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>議案第7号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、本市発注水道工事の仮設現場事務所及び資材置場敷地として一時転用許可を得ておりましたが、本体工事の遅延に伴い、転用期間を延長するものです。</p> <p>以上、農地法第4条許可申請1件、5条許可申請2件、事業計画変更申請1件、合計4件は、いずれも問題ないと判断しました。報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の武田でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の4件は、去る5月28日に審査を行いました。</p> <p>議案第9号 農地法第3条許可申請についてです。 議案書8ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、以前から耕作していた譲受人へ、売買によって所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲2号」は、同一経営体内で、贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲3号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第6号 農地法第5条許可申請についてです。 議案書17ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、使用貸借権を設定し、米ぬかを販売するため、倉庫用敷地として転用するものです。</p> <p>農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件、第5条許可申請1件、について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
--------------------------	--

議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書 2 ページ、追加議案第 9 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書 9 ページ、議案第 5 号 農地法第 4 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 12 ページ、議案第 6 号 農地法第 5 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 18 ページ、議案第 7 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊の議案第8号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第8号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の別冊資料をご覧ください。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、1ページ令和7年5月の利用権の設定等を促進する事業 地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区32件、中央地区14件、南区8件、西区28件、西蒲区26件、合計で件数108件、面積425,661㎡です。</p> <p>次に、利用権の移転について、北区6件、中央地区35件、秋葉区1件、西区5件、西蒲区10件、合計で件数57件、面積193,236㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、資料の4ページ以降のとおりとなります。</p> <p>新規の利用権設定については、4ページから27ページのとおりです。</p> <p>次に、利用権の移転については、28ページから40ページのとおりです。</p> <p>いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から5月8日付けで意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>従いまして、41ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、定例総会において“農地中間管理権の取得または権利の設定は適当である”旨を決定し、市に対して回答します。</p> <p>促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。</p>

<p>議 長</p>	<p>県の公告は令和7年7月29日からとなります。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊の議案第8号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、別冊の議案第8号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>関係の委員から入室していただけてください。</p>
<p>議 長</p> <p>高橋農政振興部会長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>次に、日程4のその他ですが、4月30日に農政振興部会を開催しておりますので、高橋農政振興部会長から協議内容について報告をお願いします。</p> <p>農政振興部会報告をいたします。</p> <p>去る4月30日、定例総会終了後に、江南区役所201会議室において、令和7年度 第1回農政振興部会を開催いたしましたので報告します。</p> <p>当日の出席委員は11名、そのほか部会外委員2名、事務局9名の出席でした。</p>

<p>議 長</p>	<p>協議事項は2つ、いずれも昨年度から大きな変更点はありません。</p> <p>はじめに、令和7年度 農地利用状況調査の実施要領について、事前配布した定例総会報告用資料の7全体スケジュールのとおり、5月28日の区部会で実施方法を説明し、6月～7月にかけて委員・事務局による農地パトロールを実施、7月の区部会に併せて検討会を開催して対象農地の判定を行ったうえで、8月のお盆前までに適正管理を促す指導文書等を発送する流れとなります。</p> <p>この流れは、最適化活動の目標の強化月間にも関連しますので、</p> <p>1つめとして、6～7月に委員及び事務局で所管区域の全ての農地をパトロールし、結果を記録・保管すること、</p> <p>2つめとして、7月の区部会に合わせて遊休農地に関する検討会を開催して対象農地を判定すること、</p> <p>3つめとして、8月のお盆前までに指導対象農地に適正管理を促す文書を発送すること、</p> <p>以上の3点について、確実に対応することとし、大変忙しい時期に重なりますが、遊休農地の発生防止と解消に向けて、ご協力をお願いします。</p> <p>次に、令和7年度 農作業賃金・作業料金の実勢額調査の実施要領については、事前配布した定例総会報告用資料のとおりとなります。</p> <p>7スケジュールのとおり、なるべく早い時期に情報が欲しいという要望を踏まえ、例年同様、区産業振興課のほうで2月中旬ごろ配布する米の需給調整の営農計画書の配布に併せて情報提供することとし、定例総会での報告前となりますが、12月の区部会・1月の農政振興部会で確認後に配布準備を行う流れとなります。</p> <p>2月の総会での報告前に情報提供する形となりますが、区部会・農政振興部会で内容の確認等をきちんと行うこととし、このような流れとなりますことについて、ご了解くださいますようお願いいたします。</p> <p>農作業賃金・作業料金の実勢額調査については、10月の区部会開催時に、各区事務所単位で説明を行う予定となっています。</p> <p>以上で、農政振興部会の報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
------------	---

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>終了時間</p> <p>15 : 03</p>	<p>(発言なし)</p> <p>他に 委員の皆さんから何かありませんか。 それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和7年度5月定例総会を閉会いたします。</p>
--	---

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
